

令和 5 年度 水 産 施 策

第211回国会（常会）提出



第2部 令和5年度 水産施策

令和5年度に講じようとする施策

目次

概説	1
1 施策の重点	1
2 財政措置	1
3 法制上の措置	1
4 税制上の措置	1
5 金融上の措置	1
6 政策評価	2
I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施	2
1 資源調査・評価の充実	2
2 新たな資源管理の着実な推進	2
3 漁業取締・密漁監視体制の強化等	4
4 海洋環境の変化への適応	5
II 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現	6
1 漁船漁業の構造改革等	6
2 養殖業の成長産業化	9
3 経営安定対策	11
4 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備	12
5 内水面漁業・養殖業	12
6 人材育成	13
7 安全対策	14
III 地域を支える漁村の活性化の推進	15
1 浜の再生・活性化	15
2 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化	16
3 加工・流通・消費に関する施策の展開	17
4 水産業・漁村の多面的機能の適切な発揮	18
5 漁場環境の保全・生態系の維持	19
6 防災・減災、国土強靱化への対応	20
IV 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策	21
1 みどりの食料システム戦略と水産政策	21

2	スマート水産技術の活用	23
3	カーボンニュートラルへの対応	23
V	東日本大震災からの復旧・復興及び原発事故の影響克服	24
1	地震・津波被災地域における着実な復旧・復興	24
2	原子力災害被災地域における原発事故の影響の克服	24
VI	水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	26
1	関係府省等の連携による施策の効率的な推進	26
2	施策の進捗管理と評価	26
3	消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開	26
4	政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進	26
5	事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進	26
6	財政措置の効率的かつ重点的な運用	26



概説

1 施策の重点

我が国の水産業は、国民に安定的に水産物を供給する機能を有するとともに、漁村地域の経済活動や国土強靱化^{きょうじん}の基礎をなし、その維持発展に寄与するという極めて重要な役割を担っています。しかし、水産資源の減少によって漁業・養殖業生産量は長期的な減少傾向にあり、漁業者数も減少しているという課題を抱えています。

また、近年顕在化してきた海洋環境の変化を背景に、サンマ、スルメイカ、サケ等の我が国の主要な魚種の不漁が継続しています。このような魚種の不漁の継続は、漁業者のみならず、地域の加工業者や流通業者に影響を及ぼし得るものです。

一方、社会経済全体では、少子・高齢化と人口減少による労働力不足等が懸念されることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響や持続的な社会の実現に向けた持続可能な開発目標（SDGs）等の様々な環境問題への国際的な取組の広がり、デジタル化の進展が人々の意識や行動を大きく変えつつあります。

こうした水産業をめぐる状況の変化に対応するため、令和4（2022）年3月に新たな「水産基本計画」（令和4（2022）年3月25日閣議決定）を決定しました。新たな水産基本計画では、①海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施、②増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現、③地域を支える漁村の活性化の推進の3点を柱と位置付けました。本計画を実行することで、水産資源の適切な管理等を通じた水産業の成長産業化を図り、次世代を担う若い漁業者が安定的な生活が確保されるよう十分な所得を得るとともに、年齢バランスの取れた漁業就労構造の確立を図ります。

2 財政措置

水産施策を実施するために必要な関係予算の確保とその効率的な執行を図ることとし、令和5（2023）年度水産関係当初予算として、1,919億円を計上しています。

3 法制上の措置

第211回国会に、「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案」及び「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案」を提出したところです。

4 税制上の措置

水産施策の推進に向け、輸入・国産農林漁業用A重油等に係る石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せを含む。）の免税・還付措置の適用期限を延長するとともに、漁業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率軽減措置の適用期限の延長、漁業協同組合が株式会社日本政策金融公庫資金等の貸付を受けて取得した漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限の延長等、税制上の所要の措置を講じます。

5 金融上の措置

水産施策の総合的な推進を図るため、地域の水産業を支える役割を果たす漁協系統金融機関及び株式会社日本政策金融公庫による制度資金等について、所要の金融上の措置を講じます。

また、都道府県による沿岸漁業改善資金の貸付けを促進し、省エネルギー性能に優れた漁業用機器の導入等を支援します。

さらに、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等の影響を受けた漁業者の資金繰りに支障が生じないように、農林漁業セーフティネット資金等の実質無利子・無担保化等の措置を講ずるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による売

上げ減少が発生した水産加工業者に対しては、セーフティネット保証等の中小企業対策等の枠組みの活用も含め、ワンストップ窓口等を通じて周知を図ります。

6 政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進及び行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、農林水産省政策評価基本計画（5年間計画）及び毎年度定める農林水産省政策評価実施計画により、事前評価（政策を決定する前に行う政策評価）及び事後評価（政策を決定した後に行う政策評価）を推進します。

I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

1 資源調査・評価の充実

（1）MSYベースの資源評価及び評価対象種の拡大

これまで、令和2（2020）年12月に施行した「漁業法等の一部を改正する等の法律」（平成30年法律第95号）による改正後の「漁業法」（昭和24年法律第267号。以下「改正漁業法」という。）及び令和2（2020）年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）に基づき、22魚種38系群についてMSY（最大持続生産量）ベースの資源評価を実施してきており、今後も主要魚種については再生産関係その他の必要な情報の収集及び第三者レビュー等を通じて資源評価の高度化を図ります。

改正漁業法では、全ての有用水産資源について資源評価を行うよう努めるものとするが規定され、都道府県及び国立研究開発法人水産研究・教育機構と

もに実施する資源評価の対象魚種を200種程度に拡大しました。このような状況を踏まえて、調査船調査、市場調査、漁船活用調査等に加え、迅速な漁獲データ、海洋環境データの収集・活用や電子的な漁獲報告を可能とする情報システムの構築・運用等のDXを推進します。

（2）資源評価への理解の醸成

MSY等の高度な資源評価について、外部機関とも連携して動画の作成等による分かりやすい情報提供・説明を行うとともに、漁船活用調査や漁業データ収集に漁業関係者の協力を得て、漁業現場からの情報を取り入れ、資源評価への理解を促進します。

また、地域性が強い沿岸資源の資源評価について専門性を有する機関等の参加を促進し、さらに、資源調査から得られた科学的知見や資源評価結果については、地域の資源管理協定等の取組に活用できるよう速やかに公表・提供します。

2 新たな資源管理の着実な推進

（1）資源管理の全体像

新たな資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解と協力が重要であり、適切な管理が、収入の安定につながることを漁業者等が実感できるよう配慮しつつ、ロードマップに盛り込まれた行程を着実に実現していきます。その際、ロードマップに従って数量管理の導入を進めるだけでなく、導入後の管理の実施・運用及び漁業の経営状況に関するきめ細かいフォローアップを行うとともに、数量管理のメリットを漁業者に実感してもらうため、資源回復や漁獲増大、所得向上等の成功事例の積み重ねと成果を共有します。

また、「令和12（2030）年度までに、平成22（2010）年当時と同程度（目標



444万トン)まで漁獲量を回復」させるという目標に向け、資源評価結果に基づき、必要に応じて、漁獲シナリオ等の管理手法を修正するとともに、資源管理を実施していく上で新たに浮かび上がった課題の解決を図りつつ、資源の回復に取り組めます。

(2) TAC魚種の拡大

改正漁業法においては、TAC(漁獲可能量)による管理が基本とされており、令和3(2021)年漁期から8魚種について、改正漁業法に基づくTAC管理が開始されています。引き続き、ロードマップ及びTAC魚種拡大に向けたスケジュールに従い、令和5(2023)年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理とすべく、TAC魚種の拡大を推進していきます。

また、TAC等の数量管理の導入を円滑に進めるため、定置漁業の管理や混獲への対応を含め、対象となる水産資源の特徴や採捕の実態等を踏まえつつ、数量管理を適切に運用するための具体的な方策を漁業者等の関係者に示していきます。特に、クロマグロの資源管理の着実な実施に向け、混獲回避・放流の支援等を行います。

さらに、TAC管理の導入後、管理の運用面の改善や必要に応じて目標・漁獲シナリオの見直しを実施し、水産資源ごとにMSYの達成・維持を目指していきます。この見直しに当たっては、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)を開催し、漁業者等の関係者の意見を十分かつ丁寧に聴取します。

MSYを算出できない資源については、MSYベースの資源評価が可能な資源と同時に漁獲されるなどの資源の特性や採捕の実態を考慮した上で資源評価レベルの高い水産資源を指標種とした複数魚種

グループによる数量管理の導入を検討します。

(3) IQ管理の導入

IQ(漁獲割当て)による管理については、ロードマップ及びTAC魚種拡大に向けたスケジュールに従い、令和5(2023)年度までに、TAC魚種を主な漁獲対象とする沖合漁業(大臣許可漁業)に原則導入します。その際、IQを有する者の漁獲は他の漁業者の漁獲状況により制限されず、IQの範囲内で漁獲する時期や場所を選択できるということや、IQが遵守される範囲であれば、漁法に関係なく資源に与える漁獲の影響が同等であることなどのIQの基本的利点を踏まえ、沿岸漁業との調整が図られるなどの条件が整った漁業種類について、トン数制限等安全性の向上等に向けた漁船の大型化を阻害する規制を撤廃します。

(4) 資源管理協定

国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的取組の組合せによる資源管理推進の枠組みは今後も存続し、自主的な取組を定める資源管理計画は、改正漁業法に基づく資源管理協定に移行することになっていることから、令和5(2023)年度までに、現行の資源管理計画から、改正漁業法に基づく資源管理協定への移行を完了させます。

特に、沿岸漁業においては、関係漁業者間の話し合いにより、実態に即した形で様々な自主的な管理が行われてきており、新たな枠組みにおいても引き続き重要な役割を担うことや、沿岸漁業の振興には非TAC魚種を適切に管理することが重要であるため、資源評価結果のほか、報告された漁業関連データや都道府県の水産試験場等が行う資源調査を含め利用可能な最善の科学情報を用い、資源管理

目標を設定し、その目標達成を目指すことにより、資源の維持・回復に効果的な取組の実践を推進します。

(5) 遊漁の資源管理

これまでも遊漁における資源管理は、漁業者が行う資源管理に歩調を合わせて実施するよう求められてきましたが、水産資源管理の観点からは、魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わりはないため、今後、資源管理の高度化に際しては、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指します。

遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められ、令和3（2021）年6月から小型魚の採捕制限、大型魚の報告義務付けを試行的取組として開始したクロマグロについては、引き続き、この取組を進めるとともに、その運用状況や定着の程度を踏まえつつ、TACによる数量管理の導入に向けた検討を進めます。

また、漁業における数量管理の高度化が進展し、クロマグロ以外の魚種にも遊漁の資源管理、本格的な数量管理の必要性が高まっていくことが予見されることから、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化に努め、遊漁者が資源管理の枠組みに参加しやすい環境を整備します。

(6) 栽培漁業

放流した地先で漁獲されるアワビ等の地先種は環境要因に適応した受益者負担を伴う種苗放流の継続を図りつつ、資源造成効果や施設維持、受益者負担等に関して将来の見通しが立ち安定的な運営ができる種苗生産施設については整備を推進します。

都道府県の区域を越えて広域を回遊し漁獲される広域種において、資源造成の目的を達成した魚種や放流量が減少して

も資源の維持が可能な魚種については、種苗放流による資源造成から適切な漁獲管理措置への移行を推進します。資源回復の途上の広域種であって適切な漁獲管理措置と併せて種苗放流を実施している魚種については、放流効果の高い手法や適地での放流を実施するとともに、公平な費用負担の仕組みを検討し、種苗生産施設においては、複数県での共同利用や、状況によっては、養殖用種苗生産を行う多目的利用施設への移行を推進します。

3 漁業取締・密漁監視体制の強化等

(1) 漁業取締体制の強化

現有勢力の取締能力を最大限向上させるため、代船建造を計画的に推進するとともに、VMS（衛星船位測定送信機）の活用、訓練等による人員面での取締実践能力の向上、専属通訳の確保、監視オペレーター等の養成・確保、用船への漁業監督官3名乗船、取締りに有効な装備品の導入等を推進します。また、漁業取締船が係留できる岸壁の整備を進めます。

(2) 外国漁船等による違法操業への対応

日本海の大和堆周辺水域は、我が国排他的経済水域内に位置し、いか釣り漁業、かにかご漁業、底びき網漁業の好漁場となっています。近年、この漁場を狙って、我が国排他的経済水域に進入し、違法操業を行う外国漁船等が跡を絶たず、我が国漁船の安全操業の妨げにもなっていることから重大な問題となっています。このような状況を踏まえ、特に大和堆周辺水域においては、違法操業を行う外国漁船等を我が国排他的経済水域から退去させるなどにより我が国漁船の安全操業を確保するとともに、これら外国漁船等による違法操業について関係国等に対し、繰り返し抗議するなど、関係府省が連携し、厳しい対応を図ります。



また、オホーツク海、山陰、九州周辺海域では、外国漁船等が、かご、刺し網、はえ縄等の漁具を違法に設置するなど、我が国漁船の操業に支障を及ぼすといった問題も発生しています。

外国漁船等が許可なく我が国排他的経済水域で操業を行うことのないよう監視・取締りを行うとともに、外国漁船等によって違法に設置されたものとみられる漁具の押収等を行います。

(3) 密漁監視体制の強化

近年、漁業関係法令違反の検挙件数のうち、漁業者による違反操業が減少している一方で、漁業者以外による密漁が増加し、特に組織的な密漁が悪質化・巧妙化しているため、改正漁業法による罰則強化等の措置を踏まえ、以下の取組を推進します。

- ① 密漁を抑止するため、漁業者や一般人に向けた普及啓発、現場における密漁防止看板の設置や監視カメラの導入等。
- ② 都道府県、警察、海上保安庁、水産庁を含めた関係機関との緊密な連携の強化や合同取締り。
- ③ 特定水産動植物について、財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きく、その採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして指定されたあわび、なまこ、うなぎの稚魚の取締り。

(4) 国際連携

サンマ、サバ、スルメイカ等主たる分布域や漁場が我が国排他的経済水域内に存在する資源又は我が国排他的経済水域と公海を大きく回遊する資源であって、かつ、我が国がTACにより厳しく管理している資源が我が国排他的経済水域のすぐ外側や暫定措置水域等で無秩序に漁

獲され、結果的に我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間や関係する地域漁業管理機関（以下「RFMO」という。）における協議や協力を積極的に推進します。特に、我が国周辺資源の適切な管理の取組を損なうIUU（違法、無報告、無規制）漁業対策については、周辺国等との協議のほか、違法漁業防止寄港国措置協定（以下「PSM協定」という。）等のマルチの枠組みを活用した取組を推進します。

4 海洋環境の変化への適応

(1) 気候変動の影響と資源管理

気候変動の影響も検証しつつ、新たな資源管理システムによる科学的な資源評価に基づく数量管理の取組を着実に推進します。

このため、MSYに基づく新たな資源評価を着実に進めるとともに、不漁等海洋環境の変化が資源変動に及ぼす影響に関する調査研究を進め、今後、これらに適応した的確なTAC等の資源管理とこれを前提とした漁業構造の構築を図ります。

また、産官学の連携により、人工衛星による気象や海洋の状況の把握、ICTを活用したスマート水産業による海洋環境や漁獲情報の収集等、迅速かつ正確な情報収集とこれに基づく気候変動の的確な把握、これらを漁業現場に情報提供する体制の構築を図るほか、国内外の気象・海洋研究機関との幅広い知見の共有や共同研究も含めた調査研究のプラットフォームの検討、気候変動に伴う分布・回遊の変化等の資源変動等への順応に向けた漁船漁業の構造改革を進めます。

(2) 新たな操業形態への転換

ア 複合的な漁業等操業形態の転換

近年の海洋環境の変化等に対する順応性を高める観点から、資源変動に適応で

きる漁業経営体の育成と資源の有効利用を行っていく必要があります。このため、大臣許可漁業のIQ化の進捗を踏まえ、漁業調整に配慮しながら、漁獲対象種・漁法の複数化、複数経営体の連携による協業化や共同経営化、兼業等による事業の多角化等の複合的な漁業への転換等操業形態の見直しを段階的に推進します。

また、海洋環境の変化の一因である地球温暖化の進行を抑えていくためには、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量削減を漁業分野においても推進していく必要があります、衛星利用の漁場探索による効率化、グループ操業の取組、省エネ機器の導入等による燃油使用量の削減を図ります。

イ 次世代型漁船への転換推進

複合的な漁業や燃油使用量の削減等、新たな漁業の将来像に合致し、地球環境問題等の中長期的な課題に適応した次世代型の漁船を造ろうとする漁業者による漁業構造改革総合対策事業（以下「もうかる漁業事業」という。）の活用等、多目的漁船や省エネ型漁船の導入を推進します。

また、漁船の脱炭素化に適応する観点から、必要とする機関出力が少ない小型漁船を念頭に置いた水素燃料電池化、国際商船や作業船等の漁業以外の船舶の技術の転用・活用も視野に入れた漁船の脱炭素化の研究開発を推進します。

(3) サケに関するふ化放流と漁業構造の合理化等

ア ふ化放流の合理化

サケはふ化放流によって資源造成されていますが、近年の海洋環境の変化により回帰率が低下し、漁獲量が減少傾向にあるため、ふ化放流技術開発について、環境変化への適応や回帰率の良い取組事

例の横展開等を進めるほか、活用可能な既存施設において養殖用種苗を生産してサーモン養殖と連携するなど、ふ化放流施設の有効活用や再編・統合も含めた効率化を図ります。また、漁獲量及び漁獲金額が減少している現状を踏まえた持続的なふ化放流体制を検討します。

イ さけ定置漁業の合理化等

サケを目的とするさけ定置漁業においては、漁獲量が増加している魚種（ブリやサバ類等）の有効活用を進めるとともに、漁具・漁船等や労働力の共有等を通じた協業化、経営体の再編や合併等による共同経営化、操業の効率化・集約化の観点からの定置漁場の移動や再配置、ICT等の最新技術の活用等による経費の削減等、経営の合理化を推進します。さらに、地域振興として新たに養殖業を始める地域における必要な機器等の導入を促進します。

Ⅱ 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

1 漁船漁業の構造改革等

(1) 沿岸漁業

ア 沿岸漁業の持続性の確保

日々操業する現役世代を中心とした漁業者の生産活動が持続的に行われるよう、操業の効率化・生産性の向上を促進しつつ、多様な生産構造を地域ごとの漁業として活かし、持続性の確保を図ります。その際、海洋環境の変化を踏まえ、未利用魚の活用も含め、漁獲量が増加している魚種の有効活用を進めるとともに、地域振興として新たに養殖業を始める地域における必要な機器等の導入を促進します。また、沿岸漁業で漁獲される多種多様な魚については、生産と消費の



場が近いなどの地域の特徴を踏まえ、消費者に届ける加工・流通のバリューチェーンの強化による高付加価値化を図ります。

また、養殖をはじめとする漁場の有効活用を推進します。

イ 漁村地域の存続に向けた浜プランの見直し

次世代への漁ろう技術の継承、漁業を生業とし日々操業する現役世代を中心とした効率的な操業・経営、漁業種類の転換や新たな養殖業の導入等による漁業所得の向上に併せ、海業の推進や農業・加工業等の他分野との連携等漁業以外での所得を確保することが、地域の漁業と漁村地域の存続には必要であることから、これまで浜ごとの漁業所得の向上を目標としてきた「浜の活力再生プラン」（以下「浜プラン」という。）において、海業や渚泊等の漁業外所得確保の取組の促進や、関係府省や地方公共団体の施策も活用した漁村外からのUIターンの確保、次世代への漁ろう技術の継承や漁業以外にも含めた活躍の場の提供等による地域の将来を支える人材の定着と漁村の活性化についても推進していけるよう見直しを行います。

また、漁業や流通・加工等の各分野において、女性も等しく活躍できる環境が各地域で整えられる取組を推進します。

ウ 遊漁の活用

遊漁が秩序を持って、かつ、持続的に発展することは漁村地域の振興・存続にとって有益であり、漁業と一貫性のある資源管理を目指す中で、漁場利用調整に支障のない範囲で水産関連産業の一つとして遊漁を位置付けています。特に、遊漁船業は漁業者にとって地元で収入が得られる有望な兼業業種の一つであり、登

録制度を通じた業の管理を適切に行うとともに、地域の実情に応じた秩序ある業の振興を図り、漁村の活性化に活用します。また、陸上からの釣りやプレジャーボート等の遊漁については、関係団体との連携によるマナー向上やルールづくり等を進めます。

また、遊漁船業の安全性向上等のため、第211回国会に、「遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案」を提出したところです。

エ 海面利用制度の適切な運用

改正漁業法における海面利用制度が適切に運用されるよう制定された「海面利用ガイドライン」を踏まえ、各都道府県で漁場を有効利用し、漁場の生産力を最大限に活用します。

① 都道府県等への助言・指導

漁業・養殖業における新規参入や規模拡大を進めるため、改正漁業法における新たな漁業権を免許する際の手順・スケジュールの十分な周知・理解を図るとともに、漁場の活用に関する調査を行い、漁業権の一斉切替えに向け都道府県に対して必要な助言・指導を行います。

また、国に設置した漁業権に関する相談窓口を通じて、現場からの疑問等に対応します。

② 漁場の有効利用

漁業権等の「見える化」のため、漁場マップの充実を図り、漁場の利用に関する情報の公開を図るほか、改正漁業法に基づき提出される資源管理状況や漁獲情報報告を活用した課題の分析を行い、漁場の有効活用に向けて必要な取組を促進します。

(2) 沖合漁業

近年の海洋環境の変化等に対する順応

性を高める観点から、資源変動に適應できる弾力性のある漁業経営体の育成と資源の有効利用を行っていく必要があります。このため、漁業調整に配慮しながら、漁獲対象種・漁法の複数化、複数経営体の連携による協業化や共同経営化、兼業等による事業の多角化等の複合的な漁業への転換を段階的に推進します。

この際、TAC／IQ対象魚種の拡大が複合的な漁業において効果的に活用されるよう制度運用を行います。くわえて、許可制度についても、魚種や漁法に係る制限が歴史的な経緯で区分されていることを踏まえつつ、TAC／IQ制度の導入、近年の海洋環境の変化への適應や複合的な漁業の導入も見据え、変化への弾力性を備えた生産構造が構築されるよう制度運用を行います。

また、労働人口の減少により、従来どおりの乗組員の確保が困難である状況において、水産物の安定供給や加工・流通等の維持・発展の観点から、沖合漁業の生産活動の継続が重要であり、機械化による省人化やICTを活用した漁場予測システム導入等の生産性向上に資する取組を推進します。

さらに、経営安定にも資するIQ導入の推進と割当量の有効活用、透明性確保等の的確な運用を確保し、併せて、IQが遵守される範囲であれば漁法等に関係なく資源に与える漁獲の影響が同等であることを踏まえて、関係漁業者との調整を行い、船型や漁法等の見直しを図ります。

このほか、IQの導入に併せて、加工・流通業者との連携強化による付加価値向上、輸出も視野に入れた販売先の多様化等、限られた漁獲物を最大限活用する取組を推進するとともに、新たな資源管理を着実に実行し資源の回復による生産量の増大を図っていくことに併せて、陸側のニーズに沿った水揚げ、未利用魚の活

用等の取組を推進し、水産バリューチェーン全体の収益性向上を図ります。

(3) 遠洋漁業

ア 遠洋漁業の構造改革

我が国の遠洋漁業は、近年、主要漁獲物であるまぐろ類の市場の縮小や養殖・畜養品の増加等による価格の低迷、船員の高齢化となり手不足、高船齢化、操業の国際規制や監視の強化、沿岸国への入漁コストの増大等、その経営を取り巻く状況は厳しいものとなっており、現行の操業形態・ビジネスモデルのままでは、立ち行かなくなる経営体が多数出てくる懸念されます。

こうした状況を踏まえ、業界関係者と危機意識を共有しつつ、将来にわたって収益や乗組員の安定確保ができ、様々な国際規制等にも対応していくことができる経営体の育成・確立が求められます。このような経営体への体質強化を目指し、従来の操業モデルの変革を含め、操業の効率化・省力化、それを実現するための代船建造や海外市場を含めた販路の多様性の確保、さらに必要な場合は経営の集約化も含め様々な改善方策を検討・展開します。

また、入漁先国のニーズやリスクを踏まえ、安定的な入漁を確保するための取組を推進します。

イ 国際交渉等

漁業交渉については、カツオ・マグロ等公海域や外国水域に分布する国際資源について、RFMOや二国間協議において、科学的根拠に基づく適切な資源評価と、それを反映した適切な資源管理措置や操業条件等の実現を図りつつ、我が国漁船の持続的な操業を確保するとともに、太平洋島しょ国をはじめとする入漁先国のニーズを踏まえた海外漁業協力の



効果的な活用等により海外漁場での安定的な操業の確保を推進します。

また、サンマ、サバ、スルメイカ等主たる分布域や漁場が我が国排他的経済水域内に存在する資源又は我が国排他的経済水域と公海を大きく回遊する資源であって、かつ、我が国がTACにより厳しく管理している資源が我が国排他的経済水域のすぐ外側や暫定措置水域等で無秩序に漁獲され、結果的に我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間や関係するRFMOにおける協議や協力を積極的に推進します。特に、我が国周辺資源の適切な管理の取組を損なうIUU漁業対策については、周辺国等との協議のほか、PSM協定等のマルチの枠組みを活用した取組を推進します。

さらに、気候変動の影響への適応については、従来のRFMOによる取組に加え、国内外の研究機関が連携して地球規模の気候変動の水産資源への影響を解明するなど、国際的な連携により資源管理を推進します。

くわえて、水産資源の保存及び管理、水産動植物の生育環境の保全及び改善等の必要な措置を講ずるに当たり、海洋環境の保全並びに海洋資源の将来にわたる持続的な開発及び利用を可能とすることに配慮しつつ、海洋資源の積極的な開発及び利用を目指します。

ウ 捕鯨政策

我が国の補鯨は、科学的根拠に基づいて海洋生物資源を持続的に利用するとの我が国の基本姿勢の下、国際法に従って、持続的に行われています。補鯨の実施に当たっては、鯨類を含む水産資源の持続的利用という我が国の立場に対する理解の拡大を引き続き推進する必要があります。

このため、「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」に則り、科学的根拠に基づく鯨類の国際的な資源管理とその持続的利用を推進するため、鯨類科学調査を継続的に実施し、精度の高いデータや科学的知見を蓄積・拡大するとともに、それらをIWC（国際捕鯨委員会、オブザーバー参加）等の国際機関に着実に提供しながら、我が国の立場や捕鯨政策の理解と支持の拡大を図ります。

また、鯨類をはじめとする水産資源の持続的利用の推進のため、我が国と立場を共有する国々との連携を強化しつつ、国際社会への適切な主張・発信を行うとともに必要な海外漁業協力を行うことにより、我が国の立場の理解と支持の拡大を推進します。

さらに、捕鯨業の安定的な実施と経営面での自立を図るため、科学的根拠に基づく適切な捕獲枠を設定するとともに、操業形態の見直し等によるコスト削減の取組や、販路開拓・高付加価値化等による売上拡大等の取組を推進します。

2 養殖業の成長産業化

(1) 需要の拡大

定時・定質・定量・定価格で生産物を提供できる養殖業の特性を最大化し、国内外の市場維持及び需要の拡大を図ります。

また、MEL（Marine Eco-Label Japan）の普及や輸出先国が求める認証等（ASC（Aquaculture Stewardship Council）、BAP（Best Aquaculture Practices））の水産エコラベル認証、ハラール認証等の取得を促進します。

ア 国内向けの取組

輸入品が国内のシェアを大きく占めるもの（サーモン等）については、国産品の生産の拡大を推進します。

また、マーケットイン型養殖に資する

高付加価値化の取組、養殖水産物の商品特性を活かせる市場への販売促進、所得向上に寄与する販路の開拓や流通の見直し、観光等を通じた高い品質をPRしたインバウンド消費等を推進します。くわえて、DtoC（ネット直販、ライブコマース等）による販路拡大や量販店における加工品等の新たな需要の掘り起こしの取組を推進します。

イ 海外向けの取組

令和2（2020）年12月に策定された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（以下「輸出戦略」という。令和4（2022）年12月改訂）において選定した輸出重点品目（ぶり、たい、ホタテ貝、真珠、錦鯉）や令和2（2020）年7月に制定された「養殖業成長産業化総合戦略」（以下「養殖戦略」という。令和3（2021）年7月改訂）において選定した戦略的養殖品目（ブリ類、マダイ、クロマグロ、サケ・マス類、新魚種（ハタ類等）、ホタテガイ、真珠）を中心に、カキ等の今後の輸出拡大が期待される水産物を含め、高鮮度な我が国の養殖生産物の強みを活かしたマーケティングに必要な商流構築・プロモーションの実施や輸出産地・事業者の育成（日本ブランドの確立による市場の獲得等）を推進します。

また、輸出戦略を踏まえ、各産地は機能的なバリューチェーンを構築して物流コストの削減に取り組むとともに、品目団体は独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）、日本食品海外プロモーションセンター（以下「JFOODO」という。）と連携し、商談会の開催やプロモーション等を行い、新たな需要を創出します。

さらに、輸出先国との輸入規制の緩和・撤廃に向けた協議や、輸出先国へのインポートトレランス申請（輸入食品に課せ

られる薬剤残留基準値の設定に必要な申請）に必要となる試験・分析の取組等を推進します。

特に真珠については、「真珠の振興に関する法律」（平成28年法律第74号）を踏まえ、幅広い関係業界や研究機関による連携の下で、宝飾品のニーズを踏まえた養殖生産、養殖関係技術者の養成、研究開発の推進、輸出の促進等の施策を推進します。

（2）生産性の向上

ア 漁場改善計画及び収益性の向上

漁場改善計画における過去の養殖実績に基づいた適正養殖可能数量の見直しにより柔軟な養殖生産が可能となるよう検討を進めます。

また、マーケットイン型養殖への転換を更に推進するとともに、養殖業へ転換しようとする地域の漁業者の収益性向上等の取組への支援（もうかる漁業事業等）を行います。

イ 餌・種苗

魚類養殖は、支出に占める餌代の割合が大きいため、価格の不安定な輸入魚粉に依存しない飼料効率が高く魚粉割合の低い配合飼料の開発、魚粉代替原料（大豆、昆虫、水素細菌等）の開発等を推進します。

また、持続可能な養殖業を実現するために必要な養殖用人工種苗の生産拡大に向けて、人工種苗に関する生産技術の実用化、地域の栽培漁業のための種苗生産施設や民間の施設を活用した養殖用種苗を安定的に量産する体制の構築を推進します。さらに、優良系統の保護を図るため、優良種苗等の不正利用の防止に関するガイドラインを周知します。



ウ 安全・安心な養殖生産物の安定供給 及び疾病対策の推進

養殖業の生産性向上及び安定供給のため、養殖場における衛生管理の徹底、種苗の検査による疾病の侵入防止、ワクチン接種による疾病の予防等、複数の防疫措置の組合せにより、疾病の発生予防に重点を置いた総合的な対策を推進します。

また、養殖業の成長産業化に資する水産用医薬品について、研究・開発と承認申請を促進します。

さらに、普及・啓発活動の実施等により、水産用医薬品の適正使用及び抗菌剤に頼らない養殖生産体制を推進するとともに、貝毒の発生状況を注視し、二枚貝等の安全な流通の促進を図ります。

エ ICT等の活用

養殖業においても人手不足の問題が生じてきており、省人化・省力化に向けて、AIによる最適な自動給餌システムや餌の配合割合の算出、餌代や人件費等の経費を見える化する経営管理等、スマート技術を活用した養殖管理システムの高度化を推進します。

(3) 経営体の強化

ア 事業性評価

持続的な養殖経営の確保に向け、養殖業の経営実態の評価を容易にし、漁協系統・地方金融機関等の関係者からの期待にも応える「養殖業の事業性評価ガイドライン」を通じた養殖経営の「見える化」や経営改善・生産体制改革の実証を支援します。

イ マーケットイン型養殖業への転換

生産・加工・流通・販売等に至る規模の大小を問わない養殖のバリューチェーンの各機能との連携の仕方を明確にして、マーケットイン型の養殖経営への転

換を図ります。

(4) 沖合養殖の拡大

漁場環境への負荷や赤潮被害の軽減が可能な沖合の漁場が活用できるよう、静穏水域を創出するなど、沖合域を含む養殖適地の確保を進めます。また、台風等による波浪の影響を受けにくい浮沈式生簀等を普及させるとともに、大規模化による省力化や生産性の向上を推進します。

(5) 陸上養殖

陸上養殖については、「内水面漁業の振興に関する法律」（平成26年法律第103号）に基づく届出養殖業の対象として実態を把握します。

3 経営安定対策

(1) 漁業保険制度

漁船保険制度及び漁業共済制度は、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしており、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等を通じて、事業収支の改善を図りつつ、両制度の持続的かつ安定的な運営を確保します。

資源管理や漁場改善に取り組む漁業者の経営を支える漁業収入安定対策については、海洋環境の変化等に対応した操業形態の見直しや養殖戦略、輸出戦略等を踏まえた養殖業の生産性の向上等、資源管理や漁場改善を取り巻く状況の変化に対応しつつ、漁業者の経営安定を図るためのセーフティーネットとして効果的かつ効率的にその機能を発揮させる必要があります。このため、改正漁業法附則の規定に基づく必要な法制上の措置について、新型コロナウイルス感染症の影響や漁獲量の動向等の漁業者の経営状況に十

分配慮しつつ、漁業共済制度の在り方を含めて検討を行います。

(2) 漁業経営セーフティーネット構築事業

燃油や養殖用配合飼料の高騰に対応するセーフティーネット対策については、原油価格や配合飼料価格の推移等を踏まえつつ、漁業者や養殖業者の経営の安定が図られるよう適切に運営します。

(3) 漁業経営に対する金融支援

「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」(昭和51年法律第43号)に基づく漁業経営の改善に関する指針を見直し、漁業者が融資制度を利用しやすくするとともに、意欲ある漁業者の多様な経営発展を金融面から支援するため、利子助成等の資金借入れの際の負担軽減や、実質無担保・無保証人による融資に対する信用保証を推進します。

4 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備

(1) 輸出拡大

生産者に裨益する効果を分析しながら、輸出戦略に基づき、令和12(2030)年までに水産物の輸出額を1.2兆円に拡大することを目指し、マーケットインの発想に基づく以下の取組を展開します。

- ① 大規模沖合養殖の本格的な導入の推進。
- ② 生産者、加工業者、輸出業者が一体となった輸出拡大の取組の促進。特に、主要な輸出先国・地域において、在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員を主な構成員とする輸出支援プラットフォームを形成し、カントリレポートの作成、オールジャパンでのプロモーション活動への支援、新たな商流の開拓等の実施。
- ③ 輸出に取り組む事業者に対し、輸出先のニーズや規制に対応した輸出産地

を形成するための生産・加工体制の構築や商品開発、生産拡大のために必要な設備投資の促進、輸出商社や現地小売業者等とのマッチングなどこれらの者へ売り込む機会創出の支援。

- ④ 新たな輸出先・取引相手の開拓の促進とともに、事業者や業界団体では対応が困難な新たな輸出先の規則等について計画的な撤廃協議等の実施。

(2) 水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備

水産物の生産又は流通に一体性を有する圏域において、漁協の経済事業の強化の取組とも連携し、産地市場等の漁港機能の再編・集約を推進するとともに、拠点漁港等における高度衛生管理型荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等の整備や漁船の大型化に対応した施設整備を推進します。

また、水産物の輸出拡大を図るため、HACCP対応の市場及び加工場の整備、認定取得の支援等、ハード・ソフト両面からの対策を推進します。

さらに、マーケットイン型養殖業に対応し、需要に応じた安定的な供給体制を構築するため、養殖水産物の生産・流通の核となる地域を「養殖生産拠点地域」として圏域計画に新たに位置付け、養殖適地の拡大のための静穏水域の確保、漁港周辺水域の活用、種苗生産施設から加工・流通施設等に至る一体的な整備を推進します。くわえて、漁港の利用状況等に応じた用地の再編・整序による利用適正化や有効活用により、漁港での陸上養殖の展開を図ります。

5 内水面漁業・養殖業

(1) 内水面漁業

ア 漁業生産の振興

湖沼等で行われている漁業生産については、関係都道府県において、浜プラン



等を活用した振興が進むよう、地域水産物の付加価値を高め、所得向上に寄与する販路の開拓や流通の見直し等の取組を推進します。また、漁業被害を与える外来魚の低密度管理等に資する技術の開発・実装・普及を推進します。漁業権に基づきオオクチバスが遊漁利用されている湖沼においては、関係機関と協力して外来種に頼らない生業の在り方の検討を進めます。

イ 漁場環境の保全

漁業生産のほか、釣り等の自然に親しむ機会を国民に提供する場として重要な役割を果たす河川等の漁場を良好に保全し、持続的に管理していくため、ウナギ等の資源回復に取り組むことに加え、より効果的な管理体制・手法の検討・実践を進めます。

また、カワウ等の野生生物による食害や災害の頻発化・大規模化等により、河川漁場の環境が悪化していることを踏まえ、関係部局と連携した河川環境の改善、カワウ等の野生生物管理の促進を図ります。

(2) 内水面養殖業

ア 海面で養殖されるサケ・マス類の種苗生産

海面で養殖されるサケ・マス類の種苗を安定的に供給するため、ふ化放流施設等の民間の施設を活用した生産体制の構築を推進します。

イ うなぎ養殖業

内水面養殖業の生産量・生産額の大部分を占めるうなぎ養殖業については、シラスウナギの漁獲・流通・池入れから、ウナギの養殖・出荷・販売に至る各事業者が、利用可能な情報の中で順応的にウナギ資源の管理・適正利用をすることが持続的な養殖業につながるとの認識の

下、以下の対策を講じていきます。

- ① シラスウナギ漁獲の知事許可制の新たな導入による漁業管理体制の強化、水産動植物等の国内流通及び輸出入の適正化を図るため、国内流通においては令和4（2022）年12月に施行された「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（令和2年法律第79号。以下「水産流通適正化法」という。）に基づくシラスウナギの流通の透明化を図るシステム構築を推進、輸出入においては日台直接取引の再開を推進、シラスウナギの池入れ数量制限の着実な実施及び数量管理システムの利用普及による継ぎ目のない資源管理体制の構築。
- ② 河川・湖沼における天然遡上ウナギの生息環境改善、内水面漁業とうなぎ養殖業の連携による内水面放流用種苗の確保・育成技術開発及び下りウナギ保護によるウナギ資源の豊度を高める取組の推進。
- ③ 国が開発した人工シラスウナギの大量生産システムの現場実証・実装による天然資源に依存しない養殖業の推進。

ウ 錦鯉養殖業

我が国の文化の象徴として海外でも人気が高く、輸出が継続的に増加している錦鯉については、業界団体等が実施する海外マーケット調査やプロモーション等、更なる輸出拡大に向けた取組を促進します。また、輸出のために、各養殖場での清浄性を担保する疾病管理体制の構築を図るとともに、外国産錦鯉との差別化に資する規格の策定や認証の取得等に向けた業界団体の取組を支援します。

6 人材育成

(1) 新規漁業者の確保・育成

他産業並みに年齢バランスの取れた活

力ある漁業就業構造への転換を図るため、就業フェアや水産高校での漁業ガイダンス、インターンシップ等の取組を通じ、若者に漁業就業の魅力を伝え、就業に結び付ける取組の継続・強化を図ります。

また、新規就業者と受入先とのマッチングの改善等により、地域への定着を促進します。

さらに、漁業に必要な免許・資格の取得に加えて、経営スキルやICTの習得・学び直し等を支援します。

(2) 水産教育

水産業の将来を担う人材を育成する水産に関する課程を備えた高校・大学や国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「水産大学校」という。）においては、水産業を担う人材育成のための水産に関する学理・技術の教授及びこれらに関連する研究を推進し、水産業が抱える課題を踏まえ、水産業の現場での実習等実学を重視した教育を引き続き実施するとともに、大規模災害や広域感染症流行時においても柔軟な受講を可能とするオンライン授業等を行うことにより、水産関連分野への高い就職割合の確保に努めます。

また、水産高校においては、文部科学省と連携し、マイスター・ハイスクール事業における水産高校と産業界が一体となった教育課程の開発等により、地域社会で求められる最先端の職業人材の育成を推進します。

さらに、「スマート水産業等の展開に向けたロードマップ」等に基づき、水産大学校及び水産高校における水産新技術の普及を推進します。

(3) 海技士等の人材の確保・育成

漁船漁業の乗組員不足が深刻化し、か

つ高齢に偏った年齢構成となっている中、年齢バランスの取れた漁業就労構造の確立を図るためには、次世代を担う若手の海技士の確保・育成や漁船乗組員の確保が重要となることから、水産高校や業界団体、関係府省等の関係者の連携を図り、水産高校生等に漁業の魅力を伝え就業を働きかける取組の推進のほか、海技試験の受験に必要な乗船履歴を早期に取得できる仕組みの実践等の海技士の計画的な確保・育成の取組を支援します。

あわせて、Wi-Fi環境の確保や居住環境の改善等、若者にとって魅力ある就業環境の整備、漁船乗組員の労働負担の軽減や効率化も推進します。

(4) 外国人材の受入れ・確保

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお不足する労働力について、特定技能制度を活用し、円滑な受入れを進めるためには、我が国の若者と同様に、外国人材にとっても日本の漁業を魅力あるものとしていくことが重要であることから、生活支援や相談対応の充実等、外国人材にとって満足度の高い受入環境の整備を進めます。

また、外国人材を安定的かつ長期的に確保するためには、外国人材が日本人と同様に、漁村において幅広く水産関連業務に従事し技能を高めることや、漁業活動に必要な資格を取得し漁業現場で活かすなど、将来を見据えて、キャリアアップしながら就労できる環境の在り方について、関係団体、関係府省とともに検討を進めます。

7 安全対策

(1) 安全確保に向けた取組

ア 安全推進員・安全責任者の養成

漁船の労働環境改善や安全対策を行う安全推進員及びその取組を指導する安全



責任者を養成するとともに、両者が講じた優良な対策事例の情報共有等を図ることで、両者の必要性の認識を広げ、養成人数の増加を促進します。

また、関係機関等と連携し、漁業に特有の事故情報の収集・分析や対策の検討、実施に加え、これらの取組の効果の検証等を行い、関係者全体でPDCAサイクルを回すことにより、漁業労働災害防止を推進します。

イ ライフジャケットの普及促進

漁業者の命を守るライフジャケットについては、平成30（2018）年2月からその着用が義務化され、令和4（2022）年2月から罰則が適用されたことを踏まえ、関係省庁及び関係都道府県とともに、より一層効果的な周知徹底を行います。

（2）安全確保に向けた技術導入

漁業では、見張りの不足や操船ミスなどの人為的要因による衝突事故等が数多く発生しているため、安全意識啓発等の取組に加え、人為的過誤等を防止・回避するための新技術の開発・実装・普及を促進します。

Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進

1 浜の再生・活性化

（1）浜プラン・広域浜プラン

これまで浜ごとの漁業所得の向上を目標としてきた浜プランにおいて、今後は、海業や渚泊等の漁業外所得確保の取組の促進や、関係府省や地方公共団体の施策も活用した漁村外からのUIターンの確保、次世代への漁ろう技術の継承、漁業以外にも含めた活躍の場の提供等による地域の将来を支える人材の定着と漁村の活

性化についても推進していけるよう見直しを行います。

また、「浜の活力再生広域プラン」（以下「広域浜プラン」という。）に基づき、複数の漁村地域が連携して行う浜の機能再編や担い手育成等の競争力を強化するための取組への支援を通じて、漁業者の所得向上や漁村の活性化を主導する漁協の事業・経営改善を図るとともに、拠点漁港等の流通機能の強化と併せて、関連する海業を含めた地域全体の付加価値の向上を図ります。

（2）海業等の振興

漁村の人口減少や高齢化、漁業所得の減少等、地域の活力が低下する中で、地域の理解と協力の下、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業等の取組を一層推進することで、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせて水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会の確保を図ります。このため、地域の漁業実態に合わせ、漁港施設の再編・整理、漁港用地の整序により、漁港を海業等に利活用しやすい環境を整備することとし、第211回国会に、「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案」を提出したところです。

（3）民間活力の導入

海業等の推進に当たり、民間事業者の資金や創意工夫を活かして新たな事業活動が進展・集積するよう、漁港において長期安定的な事業運営を可能とするため、漁港施設・用地及び水域の利活用に関する新たな仕組みの検討を進めます。

また、防災・防犯等の観点から必要となる環境を整備し、民間事業者の利用促進を図ります。

さらに、漁業所得の向上を目指す浜プ

ランに基づく取組と併せて、漁村の魅力を活かした交流・関係人口の増大に資する取組を推進するとともに、地域活性化を担う人材確保のため、地域おこし協力隊等の地域外の人材を受け入れる仕組みの利用促進を図ります。

(4) 漁港・漁村のグリーン化の推進

漁港・漁村においては、環境負荷の低減や脱炭素化に向けて、漁港施設等への再生可能エネルギーの導入促進や省エネ対策の推進、漁港や漁場利用の効率化による燃油使用量の削減、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造等を推進します。

また、洋上風力発電については、漁業等の海域の先行利用者との協調が重要であることから、事業者等による漁業影響調査の実施や漁場の造成、洋上風力発電による電気の地域における活用等を通じた地域漁業との協調的関係の構築を図ります。

(5) 水産業等への女性参画等の推進

漁村の活性化のためには、女性が地域の担い手としてこれまで以上に活躍できるようにすべきであり、漁協経営への女性の参画については、漁協系統組織が女性役員の登用を推進するような取組を促進します。

また、企業等との連携や地域活動の推進を通じて女性が活動しやすい環境の整備を図るとともに、女性グループの起業的取組や、経営能力の向上、加工品の開発・販売等の実践的な取組を推進します。

さらに、年齢、性別、国籍等によらず地域の水産業を支える多様な人材が活躍できるよう、漁港・漁村において、安全で働きやすい環境と快適な生活環境の整備を推進します。

くわえて、関係部局や関係府省と連携

し、水福連携の優良事例を収集・横展開します。

また、漁村の活性化等を図るため、生産者、加工・流通業者、地方公共団体その他の多様な関係者が参画する地域コンソーシアムを主体に地域が一体となってデジタル技術を活用するなどの取組を推進します。

(6) 離島対策

離島地域の漁業集落が共同で行う漁業の再生のための取組を支援するとともに、離島における新規漁業就業者の定着を図るため、漁船・漁具等のリースの取組を推進します。

また、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（平成28年法律第33号）を踏まえ、特定有人国境離島地域の漁業集落の社会維持を図るため、特定有人国境離島地域において漁業・海業を新たに行う者、漁業・海業の事業拡大により雇用を創出する者の取組を推進します。

2 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化

漁業就業者の減少・高齢化、水揚量の減少等、厳しい情勢の中、漁業者の所得向上を図るためには、漁協の経済事業の強化が必要であり、複数漁協間での広域合併や経済事業の連携等の実施、漁協施設の機能再編・漁協による海業の取組を進めることにより漁業者の所得向上及び漁協の経営の健全性確保のための取組を推進します。

また、経営不振漁協の収支改善に向けた漁協系統組織の取組を促進するとともに、信用事業実施漁協等の健全性を確保するため、公認会計士監査の円滑な導入及び監査品質の向上等に向けた取組を支援します。



あわせて、指導監督指針や各種ガイドライン等に基づく漁協のコンプライアンス確保に向けた自主的な取組を促進します。

3 加工・流通・消費に関する施策の展開

(1) 加工

ア 環境等の変化に適応可能な産業への転換

特定魚種の不漁や漁獲される魚種の変化に適応するため、資源量が増えている又は資源状況が良い加工原料への転換や多様化を進めることにより、環境等の変化に適応可能な産業に向けた取組を促進します。

また、環境対策としては、環境負荷低減に資する加工機器や冷蔵・冷凍機器の導入等を通じた温室効果ガスの発生抑制及び省エネへの取組を推進します。

イ 国産加工原料の安定供給等

漁業経営の安定に資するため、水産物の価格の著しい変動を緩和し、水産加工業への加工原料を安定的に供給する等、水産物供給の平準化の取組を推進します。

また、国民に対する水産物の安定供給を図るため、輸入原材料から国産原材料へ転換する水産加工業者に対して、国産原材料を安定的に供給する漁業者団体等の取組を支援します。

ウ 中核的水産加工業者の育成

地域の意欲ある経営者を中核的加工業者として育成し、それぞれの知恵やノウハウを持ち寄り、1社では解決できない新製品開発や新規販路開拓等の経営改善に資する取組を促進することにより、各中核的加工業者の経営体力強化を図ります。

また、後継者不足により廃業が見込まれる小規模な事業者の持つブランドや技術の中核的水産加工業者や次世代に継承する取組を促進します。

エ 生産性向上と外国人材の活用

外国人材に過度に依存しない生産体制を構築するため、先端技術を活用した省人化・省力化のための機械の導入により、生産性向上を図ります。

また、機械では代替困難な業務を外国人材が担えるよう育成するとともに、外国人材の地域社会での円滑な受入れ及び共生を図るための受入環境整備の取組を行います。

(2) 流通

ア 水産流通バリューチェーンの構築

沿岸漁業で漁獲される多種多様な魚については、消費地に近い地域では直接届け、消費地から遠い地域では一旦ストックして加工するなど地域の特徴を踏まえ消費者に届ける加工・流通のバリューチェーンの強化を図ります。

加工流通システムの中で健全なバリューチェーンの構築を図るため、マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進し、生産・加工・流通が連携したICT等の活用による低コスト化、高付加価値化等の生産性向上の取組を全国の主要産地等に展開します。

イ 産地市場の統合・重点化の推進

我が国水産業の競争力強化を図るため、市場機能の集約・効率化を推進し、水揚物を集約すること等により価格形成力の強化を図ります。

また、広域浜プランとの連携の下、水産物の流通拠点となる漁港や産地市場において、高度な衛生管理や省力化に対応した荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等の整備を推進します。

水産物の流通については、従来の多段階流通に加え、消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供するなど様々な取組が広がっています。このため、

最も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くよう、ICT等の他産業の新たな技術や最新の冷凍技術を活用し、多様な流通ルートの構築により取引の選択肢の拡大等を図ります。

ウ 水産物等の健全な取引環境の整備

水産物が違法に採捕され、それらが流通することで水産資源の持続的な利用に悪影響を及ぼすおそれがあり、輸出入も含め違法に採捕された水産物の流通を防止する必要があるとともに、水産物の食品表示の適正化やビジネスと人権との関係等、取引環境の整備を図っていく必要があります。

このため、IUU漁業の撲滅に向けて、IUU漁業国際行動計画やPSM協定等に基づく措置を適切に履行します。また、令和4（2022）年12月に施行された水産流通適正化法に基づき、対象水産物についての取扱事業者間における漁獲番号等の情報の伝達や輸出入時の適法採捕を証する証明書の添付等の措置の適正な運用を推進し、違法に採捕された水産動植物の流通の防止を図ります。

さらに、水産物の産地における食品表示の適正化に向けた取組を支援します。

くわえて、近年、重要性がより一層増してきている人権問題に関するサプライチェーンの透明性について、サプライチェーンのビジネスと人権に関する透明性の確保を企業に促すための啓発等を行います。

(3) 消費

ア 国産水産物の消費拡大

天然魚、養殖魚を問わず国産水産物の活用を促進するための地産地消の取組及び低・未利用魚の有効活用の取組等に併せて、学校給食向け商品の開発や販路開発、若年層・学校栄養士等に対する魚食

普及活動等を推進します。

また、内食における簡便化志向、地域ブランドへの関心の高まり等の多様化する消費者ニーズに対応した水産物の提供を促進します。

さらに、水産物の消費機運を向上させるため、民間企業の創意工夫によって行われる消費拡大の取組等と連携し、消費者に対する国産水産物の魅力や「さかなの日」の情報発信を推進します。

イ 水産エコラベルの活用の推進

我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルの活用に向けて、水産加工業者や小売業者団体への働きかけを通じて、傘下の水産物流通・加工業者による水産エコラベル認証の活用を含めた調達方針等の策定を促進します。

また、インターナショナルシーフードショーをはじめとする国際的なイベント等において、日本産水産物の水産エコラベル認証製品を積極的に紹介し、海外での認知度向上を図るとともに、マスメディアやSNS等の媒体等を通じ、国内消費者に対し取組への理解の促進を図ります。

4 水産業・漁村の多面的機能の適切な発揮

水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって適切に発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的に取組を促進します。また、NPO・ボランティア・海業に関わる人といった、漁業者や漁村住民以外の多様な主体の参画や、災害時の地方公共団体・災害ボランティアとの連携の強化を推進するとともに、活動組織が存在しない地域において活動組織の立ち上げを図り、環境生態系保全の取組を進めます。

特に国境監視の機能については、全国



に存在する漁村と漁業者による海の監視ネットワークが形成されていることから、漁業者と国や地方公共団体の関係部局との協力体制の下で監視活動の取組を推進します。

5 漁場環境の保全・生態系の維持

(1) 藻場・干潟等の保全・創造

効果的な藻場・干潟等の保全・創造を図るため、広域的なモニタリング体制を構築し、海域全体を対象とした広域的な藻場・干潟の分布及び衰退要因を把握し、藻場・干潟ビジョンに基づき、海域ごとに有効な対策を図るとともに、漁業者等が行う藻場・干潟の保全などの水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する取組、高水温に強い藻場の造成手法等の技術開発を推進します。

また、藻場の二酸化炭素固定効果の評価手法の開発、干潟における砕石敷設等の新技術の開発・活用、サンゴ礁の保全・回復に関する技術の開発・実証等を推進するほか、藻類・貝類の海洋環境や生態系への影響についても把握します。

(2) 栄養塩類管理

瀬戸内海等の閉鎖性水域において水質浄化が進む中で、ノリの色落ちの発生やイカナゴ、アサリ等の水産資源の減少の問題が発生していることから、瀬戸内海については地方公共団体、学術機関及び漁業関係者等と連携し、水産資源の生産性の確保に向けた地域による栄養塩類管理方策の策定に貢献するため、栄養塩類も含めた水域の状況及び栄養塩類と水産資源との関係に関するデータの収集や共有等を図ります。

また、栄養塩類の不足が懸念されている他の水域についても、地方公共団体等と協力・連携して、栄養塩類と水産資源との関係に関する調査・研究を推進します。

さらに、栄養塩類管理と連携した藻場・干潟の創出や保全活動等により、閉鎖性水域における漁場環境改善を推進します。

(3) 赤潮対策

赤潮・貧酸素水塊による漁業被害の軽減対策のためには、早期かつ的確な赤潮等の情報の把握及び提供が重要であることから、従来とは異なる海域で赤潮が発生している状況も踏まえて、地方公共団体及び研究機関等と連携し、赤潮発生のモニタリング、発生メカニズムの解明、発生の予測手法及び防除技術等の開発に取り組めます。

(4) 野生生物による漁業被害対策

都道府県の区域を越えて広く分布・回遊し、漁業に被害を与えるトド、ヨーロッパアザラシ、大型クラゲ等の生物で、広域的な対策により漁業被害の防止・軽減に効果が見通せるなど一定の要件を満たすものについて、国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、出現状況に関する調査、漁業関係者への情報提供、被害を効果的・効率的に軽減するための技術の開発・実証、駆除・処理活動への支援等に取り組めます。

特に、トドについては、漁業被害の軽減及び絶滅回避の両立を図ることを目的として平成26（2014）年に水産庁が策定した「トド管理基本方針」に基づく管理を継続するとともに、令和6（2024）年度末までに科学的知見に基づき同方針を見直します。

(5) 生物多様性に配慮した漁業の推進

漁業は、自然の生態系に依存し、その一部の海洋生物資源を採捕することにより成り立つ産業であることから、漁業活動を持続的に行うため、海洋保護区やOECM（Other Effective Area-based

Conservation Measures：その他の効果的な地域をベースとする保全手段）の考え方をもとに、海洋環境や海洋生態系を健全に保ち、生物多様性の保全と漁業の振興との両立を図る取組について検討します。

海洋生態系のバランスを維持しつつ、持続的な漁業を行うため、国際的な議論も踏まえ、サメ、ウミガメ、ウナギ等に関する国内管理措置等の検討・普及等を図ります。

（6）海洋環境の保全（海洋プラスチックごみ、油濁）

環境省や都道府県等と連携し、漁業者による海洋ごみの持ち帰りの取組や廃棄物処理に関する施策の周知及び処理の促進に加え、漁業・養殖業用の漁具や資機材については、漁具等としての実用性を確保しつつ、環境に配慮した生分解性素材を用いた漁具開発への支援、資源循環の取組への支援等に取り組みます。

また、マイクロプラスチック及び漁具が水産生物に与える影響等についての科学的調査を行い、その結果について情報発信を行います。

漁場の油濁被害防止については、海上の船舶等からの油流出による漁業被害が発生しており、国、都道府県及び民間事業者が連携して、引き続き専門家の派遣や防除・清掃活動を支援するほか、災害時に内水面への油流出事故も見られることから、講習会等を通じ、内水面を含む事故対応策の漁業者等への普及を図ります。

（7）環境変化に適応した漁場生産力の強化

海水温の上昇等、海洋環境の変化による漁場変動や魚種の変化が顕在化している中、持続可能な漁業生産を確保するため、環境変化等に伴う漁獲対象魚種の多様化に適応した漁場整備、海域環境

を的確に把握するための海域環境モニタリング、都道府県等の研究機関との連携体制の構築、調査・実証の強化等、海洋環境の変化に適応した漁場整備を推進します。

また、新たな資源管理の着実な推進の方針の下、沖合におけるフロンティア漁場整備、水産生物の生活史に配慮した広域的な水産環境整備、資源回復を促進するための種苗生産施設の整備等を推進します。

6 防災・減災、国土強靱化への対応

漁業地域において、国土強靱化基本計画（平成30（2018）年12月閣議決定（令和5（2023）年夏頃改定予定））等を踏まえ、災害発生に備えた事前の防災・減災対策、災害発生後の円滑な初動対応や漁業活動の継続に向けた支援等を推進するとともに、老朽化が進む漁港施設等の機能を確保するため、以下の対策に取り組みます。

（1）事前の防災・減災対策

漁業地域の安全・安心の確保のため、今後発生が危惧される大規模地震・津波の被害想定や気候変動による水位上昇の影響等を踏まえた設計条件の点検・見直しを推進し、持続的な水産物の安定供給に資する漁港施設の耐震化・耐津波化・耐浪化や浸水対策を推進します。

また、緊急物資輸送等の災害時の救援活動等の拠点となる漁港や離島等の生活航路を有する漁港の耐震・耐津波対策を推進します。

さらに、漁港の就労者や来訪者、漁村の生活者等の安全確保のため、避難路や避難施設の整備、避難・安全情報伝達体制の構築等の避難対策を推進します。

くわえて、漁港海岸について、大規模地震による津波やゼロメートル地帯の高



潮等に対し、沿岸域における安全性向上を図る津波・高潮対策を推進します。

(2) 災害からの早期復旧・復興に向けた対応

災害発生後の迅速な被害状況把握のため、国と地方公共団体、関係団体との情報連絡体制の強化、ドローンをはじめとするICT等の新技術の活用を図るとともに、災害時の円滑な初動対応に向け、漁港管理者と建設関係団体の間、さらには、漁協等漁業関係者も含めた災害協定締結を促進します。

災害復旧要員が不足している市町村をはじめとした地方公共団体を支援するため、災害時のニーズに応じて積極的にMAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイsteam）を派遣します。さらに、災害復旧の早期化を図るとともに、改良復旧についても推進します。

また、復旧・復興に当たっては、災害復旧事業等関連事業を幅広く活用し、漁業地域の将来を見据えた復旧・復興を推進します。

さらに、災害時に地域の水産業の早期再開を図るため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を対象とした広域的な事業継続計画の策定を推進します。

くわえて、水産業従事者の経営再開支援に向け、災害の発生状況及び地域の被害状況に応じて、支援策の充実や柔軟的な運用を行うなど、きめ細かい総合的な支援に努めます。

(3) 持続可能なインフラ管理

老朽化により機能低下が懸念される漁港施設等のインフラは、水産業や漁村の振興を図る上で必要不可欠であることから、これら施設の機能の維持・保全が図られるよう、「水産庁インフラ長寿命化計画（令和3（2021）年3月改定）」に

基づき、これまでの事後保全型の老朽化対策から、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する予防保全型の老朽化対策に転換を図るとともに、新技術の積極的な活用等によるライフサイクルコストを縮減する取組を支援するなどにより、総合的かつ計画的に長寿命化対策を推進します。

IV 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策

1 みどりの食料システム戦略と水産政策

SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、我が国の食料・農林水産業においてもこれらに的確に対応し、持続可能な食料システムの構築に向けて、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を令和3（2021）年5月に策定しました。

水産関係では、令和12（2030）年までに漁獲量を平成22（2010）年と同程度（444万トン）まで回復させるための施策を講ずることや、令和32（2050）年までにニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現することに加え、養魚飼料の全量を環境負荷が少なく給餌効率の良い配合飼料に転換し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖体制を構築します。さらに、令和22（2040）年までに漁船の電化・水素化等に関する技術確立を促すべく引き続き検討を進めます。

また、水産関係の上場企業における気候関連非財務情報の開示等も含めた気候変動への適応が円滑に行われるよう必要な取組を実施します。

具体的には、これらの取組について、今後の技術開発やロードマップ等を踏まえ、関係者の理解を得ながら、食料・農林水産

業の生産力向上と持続性の両立に向けて着実に実行します。

(1) 調達面での取組

ア 養殖業における持続的な飼料及び種苗

魚類養殖は、支出に占める餌代の割合が大きいため、価格の不安定な輸入魚粉に依存しない飼料効率が高く魚粉割合の低い配合飼料の開発、魚粉代替原料（大豆、昆虫、水素細菌等）の開発等を推進します。

また、持続可能な養殖業を実現するために必要な養殖用人工種苗の生産拡大に向けて、人工種苗に関する生産技術の実用化、地域の栽培漁業のための種苗生産施設や民間の施設を活用した養殖用種苗を安定的に量産する体制の構築を推進します。

さらに、優良系統の保護を図るため、優良種苗等の不正利用の防止方策を検討します。

イ 漁具のリサイクル

漁業・養殖業用の漁具や資機材については、漁具等としての実用性を確保しつつ、環境に配慮した生分解性素材を用いた漁具開発への支援等に取り組みます。

(2) 生産面での取組

ア 資源管理の推進

新たな資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解と協力が重要であり、適切な管理が収入の安定につながることを漁業者等が実感できることに配慮しつつ、ロードマップに盛り込まれた行程を着実に実現します。その際、ロードマップに従って数量管理の導入を進めるだけでなく、導入後の管理の実施・運用及び漁業の経営状況に関するきめ細かいフォローアップを行うとともに、数量管理

のメリットを漁業者に実感してもらうため、資源回復や漁獲増大、所得向上等の成功事例の積み重ねと成果を共有します。

また、「令和12（2030）年度までに、平成22（2010）年当時と同程度（目標444万トン）まで漁獲量を回復」させるという目標に向け、資源評価結果に基づき、必要に応じて、漁獲シナリオ等の管理手法を修正するとともに、資源管理を実施していく上で新たに浮かび上がった課題の解決を図りつつ、資源の回復に取り組めます。

イ 養殖業における環境負荷低減

漁場環境への負荷軽減が可能な沖合の漁場が活用できるよう、静穏水域の創出等沖合域を含む養殖適地の確保を進め、また、台風等による波浪の影響を受けにくい浮沈式生簀等を普及させるとともに、大規模化による省力化や生産性の向上を推進します。

(3) 加工・流通での取組（IUU漁業の撲滅）

水産物が違法に採捕され、それらが流通することで水産資源の持続的な利用に悪影響を及ぼすおそれがあり、輸出入も含め違法に採捕された水産物の流通を防止する必要があります。

このため、IUU漁業の撲滅に向けて、IUU漁業国際行動計画やPSM協定等に基づく措置を適切に履行します。

また、令和4（2022）年12月に施行された水産流通適正化法に基づき、対象水産物についての取扱事業者間における漁獲番号等の情報の伝達や輸出入時の適法採捕を証する証明書の添付等の措置の適正な運用を推進し、違法に採捕された水産動植物の流通の防止を図ります。



(4) 消費での取組（水産エコラベルの活用）の推進）

我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルの活用に向けて、水産加工業者や小売業者団体への働きかけを通じて、傘下の水産流通・加工業者による水産エコラベル認証の活用を含めた調達方針等の策定を促進します。

また、インターナショナルシーフードショーをはじめとする国際的なイベント等において、日本産水産物の水産エコラベル認証製品を積極的に紹介し、海外での認知度向上を図るとともに、マスメディアやSNS等の媒体等を通じ、国内消費者に対し取組への理解の促進を図ります。

2 スマート水産技術の活用

ICTを活用して漁業活動や漁場環境の情報を収集し、適切な資源評価・管理を促進するとともに、生産活動の省力化や効率化、漁獲物の高付加価値化により、生産性を向上させる「スマート水産技術」を活用するため、以下の施策を推進します。

また、関係府省とも連携を行い、漁村や洋上における通信環境等の充実やデジタル人材の確保・育成等を推進します。

(1) 資源評価・管理に資する技術開発と現場実装

従来の調査船調査、市場調査、漁船活用調査等に加え、迅速な漁獲データ、海洋環境データの収集・活用や電子的な漁獲報告を可能とする情報システムの構築・運用等のDXを推進します。この中で、国は、令和5（2023）年度までに主要な漁協・市場の全て（400か所以上）でのデータ収集システムの構築がされるよう取り組みます。

また、これらの取組から得られたデータに基づく資源評価の高度化や適切な資

源管理の実施等を行います。

(2) 成長産業化に資する技術開発と現場実装

漁ろう作業の省人化、海流や水温分布等の漁場環境データの提供、養殖における成長データや給餌量データの分析・活用といった漁業者・養殖業者からのニーズの把握を進めます。開発企業等が共同で新技術の開発・実証・導入に取り組む試験・開発プラットフォームにより、民間活力を活用した技術開発を引き続き推進します。

(3) 水産加工・流通に資する技術開発と現場実装

マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進するため、生産・加工・流通が連携し、ICT等の活用による荷さばき、加工現場の自動化等の低コスト化、鮮度情報の消費者へのPR等の高付加価値化等の生産性向上の取組を全国の主要産地等に展開します。

また、水産流通適正化法の義務履行に当たり、関係事業者の負担軽減を図りつつ、制度の円滑な実施を行うため、漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達するための情報システムを整備するなど、電子化を推進します。

3 カーボンニュートラルへの対応

(1) 漁船の電化・燃料電池化

水産業に影響を及ぼす海洋環境の変化の一因である地球温暖化の進行を抑えていくためには、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量削減を漁業分野においても推進していく必要があり、衛星利用による漁場探索の効率化、グループ操業の取組、省エネ機器の導入等による燃油使用量の削減を図ります。

漁船の脱炭素化に適応する観点から、

必要とする機関出力が少ない小型漁船を念頭に置いた水素燃料電池化、国際商船や作業船等の漁業以外の船舶の技術の転用・活用も視野に入れた漁船の脱炭素化の研究開発を引き続き推進します。

(2) 漁港・漁村のグリーン化の推進

漁港・漁村における環境負荷の低減や脱炭素化に向けて、漁港施設等への再生可能エネルギーの導入促進や省エネ対策の推進、漁港や漁場利用の効率化による燃油使用量の削減等を推進します。

また、藻場・干潟等は豊かな生態系を育む機能を有し、水産資源の増殖に大きな役割を果たしていることから、藻場・干潟ビジョンに基づき、効果的な藻場・干潟等の保全・創造を図ります。

さらに、近年では、ブルーカーボン（海洋生態系が吸収・貯留する二酸化炭素由来の炭素）の吸収源としても注目が高まっていることから、海藻類を対象として藻場の二酸化炭素固定効果の評価手法の開発、ブルーカーボン・クレジットを活用した藻場の維持・保全体制の構築に向けた社会実装を推進します。

V 東日本大震災からの復旧・復興及び原発事故の影響克服

1 地震・津波被災地域における着実な復旧・復興

地震・津波被災地域では、漁港施設、水産加工施設等の水産関係インフラの復旧はおおむね完了していますが、サケ、サンマ及びスルメイカといった被災地域において依存度の高い魚種の長期的な不漁もあり、被災地域の中核産業である漁業の水揚げの回復や水産加工業の売上げの回復が今後の課題となっています。

そのため、漁場のがれき撤去等による水

揚げの回復や水産加工業における販路の回復・開拓、加工原料の転換等の取組を引き続き支援します。また、官民合同チームは、令和3（2021）年6月から福島県浜通り地域等の水産仲買・加工業者への個別訪問・支援を開始しており、継続的に取組を進めます。

2 原子力災害被災地域における原発事故の影響の克服

原子力災害被災地域である福島県では、令和3（2021）年4月から「本格操業への移行期間」という位置付けの下、水揚げの拡大に取り組んでいます。しかし、沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の水揚量は、震災前と比較し依然として低水準の状況にあり、水揚量の増加とそのための流通・消費の拡大が課題となっています。

こうした中で、多核種除去設備（ALPS: Advanced Liquid Processing System）等により浄化処理した水（以下「ALPS処理水」という。）に関し、令和3（2021）年4月13日に開催された関係閣僚等会議において、安全性を確保し、政府を挙げて風評対策を徹底することを前提に、海洋放出することとした「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分にに関する基本方針」を決定しました。

その後、風評対策が重要な課題となっていることを受け、地方公共団体や漁業者等との意見交換を重ねた上で、その要望等を踏まえ、同年8月24日に「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」（以下「当面の対策の取りまとめ」という。）を、同年12月28日には、当面の対策の取りまとめに盛り込まれた対策ごとに今後1年間の取組や中長期的な方向性を整理した「ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた



行動計画」(以下「行動計画」という。)を、それぞれ関係閣僚等会議において策定しました。また、令和5(2023)年1月13日には「行動計画」を改定しました。これを踏まえ、生産・加工・流通・消費の各段階における徹底した対策等に取り組みます。

具体的には、風評を生じさせないための取組として、水産物の信頼確保のため、トリチウムを対象とするモニタリング検査を強化するほか、食品中の放射性セシウムのモニタリング検査を継続的にを行い、これらの調査の結果やQ&Aを日本語及び英語でWebサイトに掲載し、正確で分かりやすい情報提供を実施します。一般消費者向けのなじみやすいパンフレットも作成し、消費者等への説明に活用するとともに、漁業者、加工業者、消費者等様々な関係者に対して、引き続き、説明を実施します。

また、原発事故に伴う我が国の農林水産物・食品に対する輸入規制を維持している国・地域に対して、政府一体となって、あらゆる機会を活用し、科学的知見に基づき輸入規制を早期に撤廃するよう、より一層働き掛けを実施します。

さらに、風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大するための取組として、生産段階においては、福島県及び青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県(以下「近隣県」という。)の太平洋側の漁業者等が新船の導入又は既存船の活用により水揚量の回復を図るものや、養殖業者等が収益性の高い操業・生産体制への転換等を推進し、より厳しい環境下でも養殖業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成のため実施する取組を支援するほか、福島県の漁業を高収益・環境対応型漁業へ転換させるべく、生産性向上、省力化・省コスト化に資する漁業用機器設備の導入について支援します。

くわえて、次世代の担い手となる新規就業者の確保・育成を強化するため、漁家子

弟等を含めた新規就業者への長期研修等やリース方式による就業に必要な漁船・漁具の導入等について、福島県に加え近隣県でも実施できるよう支援します。そして、不漁の影響を克服するため、複数経営体の連携による協業化や共同経営化又は多目的船の導入等、操業・生産体制の改革による水揚量の回復及び収益性の向上を図るほか、養殖業への転換の取組を福島県の近隣県においても推進します。加工・流通・消費段階では、福島県をはじめとした被災地域の水産物を販売促進する取組や水産加工業の販路回復に必要な取組等を支援し、販売力の強化の取組を推進します。

また、当面の対策の取りまとめに基づき、令和3(2021)年度補正予算にて予算措置された基金事業により、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響を最大限抑制しつつ、仮に風評影響が生じた場合にも、水産物の需要減少への対応を機動的・効率的に実施し、漁業者が安心して漁業を続けていくことができるよう、全国的に取り組めます。

さらに、令和4(2022)年度補正予算において予算措置された基金事業により、売上高向上や基本コスト削減により持続可能な漁業継続を実現するため、当該漁業者が創意工夫を凝らして行う活動への支援を行う仕組みを構築します。

これらの取組を実施しつつ、今後も、対策の進捗や地方公共団体・関係団体等の意見も踏まえ、随時、対策の追加・見直しを行います。

このような対策を含め、所要の対策を政府一体となって講ずることで、関係府省が連携を密にして被災地域の漁業の本格的な復興を目指すとともに、全国の漁業者が漁業を安心して継続できる環境を整備します。

Ⅵ 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 関係府省等の連携による施策の効率的な推進

水産業は、漁業のほか、多様な分野の関連産業により成り立っていることから、関係府省等が連携を密にして計画的に事業を実施するとともに、施策間の連携を強化することにより、各分野の施策の相乗効果の発揮に向け努力します。

2 施策の進捗管理と評価

効果的かつ効率的な行政の推進及び行政の説明責任の徹底を図る観点から、施策の実施に当たっては、政策評価も活用しつつ、毎年進捗管理を行うとともに、効果等の検証を実施し、その結果を公表します。さらに、これを踏まえて施策内容を見直すとともに、政策評価に関する情報公開を進めます。

3 消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開

水産業・漁村に対する消費者・国民のニーズを的確に捉えた上で、消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点から施策を展開します。

また、施策の決定・実行過程の透明性を高める観点から、インターネット等を通じ、国民のニーズに即した情報公開を推進するとともに、施策内容や執行状況に関する分かりやすい広報活動の充実を図ります。

4 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進

我が国漁業の生産構造、就業構造等を明らかにするとともに、水産物流通等の漁業を取り巻く実態と変化を把握し、水産施策の企画・立案・推進に必要な基礎資料を作

成するための調査を着実に実施します。

具体的には、2023年漁業センサスや漁業・漁村の6次産業化に向けた取組状況を的確に把握するための調査等を実施します。

また、市場化テスト（包括的民間委託）を導入した統計調査を実施します。

5 事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進

官と民、国と地方の役割分担の明確化と適切な連携の確保を図りつつ、漁業者等の事業者や産地の主体性・創意工夫の発揮をより一層促進します。

このため、事業者や産地の主体的な取組を重点的に支援するとともに、規制の必要性・合理性について検証し、不断の見直しを行います。

6 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限有効に活用するため、財政措置の効率的かつ重点的な運用を推進します。

また、施策の実施状況や水産業を取り巻く状況の変化に照らし、施策内容を機動的に見直し、翌年度以降の施策の改善に反映させます。